

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

三島年金事務所 ☎ 055-973-1166

控除証明書は、国民年金保険料の納付額を証明する書類です。平成31年1月1日～令和元年9月30日に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。(10～12月に今年はじめに納付した人には令和2年2月上旬に送付)年末調整や確定申告の際に添付してください。

【問い合わせ】(ねんきん加入者ダイヤル)
☎ 0570-003-004 (ナビダイヤル)
☎ 03-6630-2525 (050から始まる電話の場合)
【開設期間】
11月1日(金)～令和2年3月16日(月)
月～金曜日(8:30～19:00)、第2土曜日(9:30～16:00)
※土日祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日を除く

国民年金保険料の納付は口座振替で！まとめて前払いするとお得な割引も！

毎月の国民年金保険料は翌月末日までに納めることになっています。納付書(現金)のほか、口座振替、クレジットカードなどで納付でき、納付方法によっては割引料金が設定されています。また、納付した保険料は年末調整や確定申告の際に全額、社会保険料控除の対象となります。

●**口座振替を希望する場合**
口座をお持ちの金融機関に申し込みください。

●**クレジットカード支払いを希望する場合**
年金事務所に申し込みください。
※令和2年度口座振替の前納(2年・1年・6カ月)、クレジットカード払いの前納(2年・1年・6カ月)の申し込みは令和2年2月末に終了します。詳細は問い合わせいただくか、日本年金機構HPをご覧ください。
日本年金機構HP <http://www.nenkin.go.jp/>

消費税軽減税率制度等 & 年末調整等 & 青色決算等説明会

消費税軽減税率制度等説明会、令和元年分の年末調整等・青色決算等説明会を開催します。

とき／11月12日(火)
①**年末調整等説明会・消費税軽減税率制度等説明会**
13:00～15:00
(対象：法人、個人の源泉徴収義務者)

②**青色決算等説明会** 15:05～15:45
(対象：個人の青色申告者)

ところ／アクシスカつらぎ 多目的ホール
持ち物／郵送された年末調整関係の書類
※関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。

個人で事業を行っている人の帳簿・記録の保存
事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人、記帳と帳簿書類の保存が必要です。所得税および復興特別所得税の申告が必要ない人も対象です。詳細は、問い合わせください。

☎三島税務署 ☎ 055-987-6711 (自動音声案内「2」)
消費税軽減税率制度等説明会、年末調整等説明会について→法人課税部門
青色決算等説明会、記帳・帳簿などの保存制度について→個人課税部門

税務署での面接相談は事前予約をお願いします

資料を持参しての相談や申告書の作成など、税務署での面接相談を希望する場合は、電話または窓口で事前予約をお願いします。
受付時間／8:30～17:00(平日のみ)

☎三島税務署 ☎ 055-987-6711 (自動音声案内「2」)
「相談の予約をしたい」旨をお伝えください。



看板の設置には許可が必要ですよ！

屋外広告物(看板)は届出が必要なの？



屋外広告物を表示・設置するときは、原則許可が必要です。広く多くの人の目にとまり、街並みの景観を構成する重要な要素であるため、景観と調和しているかを確認し、一定の基準の中で秩序ある街並みを形成・誘導するために許可制としています。また、倒壊などで第三者に危害や損害を与えないためにも、適正な管理を指導しています。

自分の敷地に自分のお店(自社)の看板を出すのにも申請が必要？

必要です。どんな看板でも、文字や色によって景観に影響を与えることによりはなりません。ただし、自分の事業所などに設置する自家広告物は、敷地内にある全ての看板の合計表示面積によって許可申請が不要な場合もあります。

数年前からある自分のお店の看板も、今から申請が必要？

自分のお店の看板も届出許可が必要です。



いずみ ひかり 伊豆海
キレイな景観大好き。最近はずいぶん看板にキョーミあり。カメラを持ってまち歩き。

現在は「無許可」状態ですので、直ちに申請が必要です。高さ・大きさ・色などの許可基準に適合し、安全上問題がなければ、既存の看板も許可があります。ただし、許可基準に適合していない場合は改修案を提示して申請していただくことになります。

どこに申請すればいいの？

都市計画課で申請してください。申請書は市HPから入手できます。ただし、広告物の形態や規模によってはあわせて他の法令による手続きが必要となる場合があります。まずはご相談ください。

☎都市計画課 ☎ 055(948)2909

最後のチャンス！

特定健診・後期高齢者健診 12月に追加検診を実施します！

【対象者】
① 40～74歳の市の国民健康保険に加入している人
② 市内在住で静岡県後期高齢者医療制度に加入している人
※保険加入・脱退のタイミングにより特定健診(後期高齢者健診)の受診資格が異なる場合があります。自身の保険(保険証)を確認のうえ、受診してください。
※定期的に受診している人も健診の対象です。かかりつけの医師にご相談ください。

【集団健診日程・会場】
① 12月3日(火) アクシスカつらぎ
② 12月6日(金) 葦山福祉・保健センター
③ 12月16日(月) 葦山福祉・保健センター



【受診方法】
① 受診券(成人健康診査受診券兼受診票用シール)、② 質問票、③ 保険証をご持参ください。
※対象者には、①②を順次発送しています。紛失した場合は、問い合わせください。

※国保年金課で要事前予約。(がん検診のみは予約不要) 実施可能。

☎国保年金課 ☎ 055(948)2905